

鋸南町地域防災計画

鋸南町防災会議

第1編 総則

第1部 総 則.....	1-1
第1章 計画の目的等	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画改定の考え方	1-1
第3節 計画の構成と内容	1-1
第4節 他の計画及び諸法令等に基づく計画との関係	1-2
第5節 計画の習熟	1-2
第2章 計画の基本的な考え方	1-3
第3章 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱	1-4
第1節 町	1-4
第2節 県	1-5
第3節 指定地方行政機関	1-6
第4節 自衛隊	1-9
1. 災害派遣の準備	1-9
2. 災害派遣の実施	1-9
第5節 指定公共機関	1-9
第6節 指定地方公共機関	1-10
第7節 その他防災関係機関	1-10
第8節 町民及び事業所等	1-11
第4章 町における地域の過去の地震災害・風水害と災害危険性	1-13
第1節 町の概要	1-13
1. 位置・面積	1-13
2. 町の沿革	1-13
第2節 自然条件	1-13

1. 気象.....	1-13
2. 地形.....	1-13
3. 地質.....	1-14
4. 災害素因分類.....	1-15
5. 地盤種別区分.....	1-17
6. 液状化	1-17
7. 活断層	1-17
第3節 社会条件	1-18
1. 人口の動向	1-18
2. 土地利用.....	1-19
3. 施設の状況	1-19
4. 出火要因の分布	1-20
5. 延焼要因の分布	1-21
第4節 過去の地震災害	1-23
第5節 過去の風水害	1-24
第6節 地域の危険性の把握.....	1-25
1. 水害・土砂災害危険箇所.....	1-25
2. 土地利用の変遷に伴う災害危険性の蓄積等	1-25
3. 地域の区分と特性.....	1-26
4. 地域別総合的災害危険特性の把握と整理	1-27
第5章 想定地震と被害想定	1-28
第1節 想定地震	1-28
1. 対象地震.....	1-28
2. 地震の発生季節等.....	1-28
3. 気象条件.....	1-28
第2節 被害想定	1-29
第6章 防災施策の基本方針	1-32
第1節 基本方針	1-32
第2節 主要施策	1-33
1. まちの防災機能の向上.....	1-33
2. 応急対応力の強化.....	1-33
3. 地域に根差した防災力の向上	1-33
4. 迅速な復旧・復興対策.....	1-33

第3節	町の防災施策の体系.....	1-34
第7章	計画目標	1-35
第1節	基本方針	1-35
第2節	具体的目標	1-35
1.	住宅及び特定建築物の耐震化の促進	1-35
2.	町内トンネルの耐震化の推進.....	1-35
3.	町管理橋りょうの耐震化の推進	1-35
4.	帰宅困難者対策の推進.....	1-35
5.	自主防災組織の組織率.....	1-35
6.	要援護者名簿の作成	1-35
7.	防災拠点の代替え施設の整備	1-35

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画	2-1
第1章 災害に強いまちづくりの推進	2-1
第1節 基本方針	2-1
第2節 出火の防止	2-2
1. 一般家庭に対する指導.....	2-2
2. 防火対象物の防火管理体制の確立.....	2-2
3. 火災予防に係る立入検査の強化指導	2-2
4. 危険物施設等の保安監督の指導	2-2
5. 化学薬品等の出火防止.....	2-2
6. 消防同意制度の活用	2-2
7. 火災警報器の設置.....	2-2
第3節 防災空間・拠点の整備、拡大	2-2
1. 緑地の保全	2-2
2. 農地の保全	2-3
第4節 住宅市街地の防火性向上の推進	2-3
第5節 道路・橋りょうの整備	2-3
1. 道路の整備	2-3
2. 橋りょうの整備	2-4
3. トンネルの整備	2-4
第6節 河川の整備	2-5
1. 基本的な考え方	2-5
2. 現状と課題	2-5
3. 対策方針	2-5
第7節 建築物の耐震・不燃化	2-6
第8節 ライフライン施設の耐震性の確保	2-6
1. 上水道施設	2-6
2. 下水道施設	2-6
3. 電力施設	2-6
4. 通信施設	2-7
第9節 鉄道施設の安全化	2-8

1.	鉄道施設.....	2-8
第10節	危険物施設等の安全化	2-8
第11節	漁港の防災機能の活用	2-8
1.	漁港の防災拠点としての整備	2-8
2.	漁港施設の耐震化.....	2-8
3.	漁港管理者等による大規模災害時の応急対応業務に係る協定締結の促進	2-8
第2章	防災知識の普及	2-9
第1節	計画の方針	2-9
第2節	町職員に対する防災教育	2-9
第3節	町民に対する防災知識の普及	2-9
1.	普及方法.....	2-9
2.	普及内容.....	2-10
第4節	児童・生徒等に対する防災教育	2-10
第5節	防災上重要な施設管理者等に対する教育	2-10
第6節	過去の災害教訓の伝承	2-10
第3章	防災訓練	2-11
第1節	防災訓練	2-11
1.	基本的な考え方	2-11
2.	現状.....	2-11
3.	基本方針.....	2-11
第2節	防災関係機関等の訓練	2-12
第3節	町民、事業所等の訓練	2-13
第4章	自主防災組織の育成	2-14
第1節	協力体制の確立	2-14
第2節	自主防災組織の育成.....	2-14
第3節	事業所の自衛消防組織の強化	2-15
1.	防火管理体制の強化	2-15
2.	危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織.....	2-15

第5章 情報収集・伝達体制の整備	2-16
第1節 災害通信網の整備	2-16
1. 防災行政無線	2-16
2. 県防災情報システム	2-16
3. 震度情報ネットワーク	2-16
第2節 無線の設置場所等	2-16
1. 県防災行政無線	2-16
2. 町防災行政無線	2-17
3. 県防災情報システム	2-17
4. アマチュア無線	2-17
第3節 その他の情報収集・伝達手段	2-17
第4節 職員に対する通信施設の使用方法の習熟等	2-17
第6章 防災体制の整備	2-18
第1節 町の防災体制の整備	2-18
1. 災害対策本部の活動体制の整備	2-18
2. 協定等の締結	2-18
3. 受援計画の策定	2-18
4. 広域避難者の受け入れ体制の整備	2-18
第2節 町の業務継続計画	2-18
第7章 調査研究	2-19
第1節 地区別防災カルテの作成	2-19
第2節 震災対策に関する調査研究	2-19
第3節 要配慮者に関する調査研究	2-19
第4節 地域防災計画に関する調査研究	2-19
第8章 火災予防	2-20
第1節 消防施設等の増強	2-20
1. 消防庁舎の改築	2-20
2. 消防車両等の現況	2-20
3. 消防組織の現況	2-20

第2節 消防団等の活動強化	2-20
1. 消防機械器具配置状況	2-20
2. 消防団組織の現況	2-21
第3節 出火の防止	2-21
第9章 消防水利等の確保	2-22
第1節 消防水利等の現況	2-22
第2節 整備方針	2-22
第10章 津波災害予防	2-23
第1節 町民の津波に対する知識の普及	2-23
1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成	2-23
2. 防災教育の推進	2-24
3. 津波防災訓練の実施	2-24
4. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	2-24
第2節 津波避難対策	2-24
1. 津波浸水予測図	2-24
2. 津波ハザードマップの作成・周知	2-25
3. 町の津波避難体制の確立	2-25
4. 町の津波情報受伝達体制の確立	2-26
第3節 津波防護施設等の整備	2-27
1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備	2-27
2. 防災施設の点検、診断、改修及び補強	2-27
3. 防災林の設置	2-27
4. 避難場所及び避難路の指定・整備	2-27
第11章 土砂災害予防	2-28
第1節 危険箇所の把握	2-28
第2節 警戒避難体制の整備	2-28
第3節 パトロールの実施	2-29
第4節 町民への周知等	2-29
第5節 防止工事の実施	2-29
1. 地すべり対策	2-29

2.	急傾斜地崩壊対策	2-29
3.	土石流災害対策	2-29
4.	山地災害対策	2-29
第12章	避難所等の整備	2-30
第1節	避難所等の整備	2-30
1.	一時避難場所の指定	2-30
2.	広域避難場所及び避難所の指定	2-31
第2節	避難場所・避難所、避難路の整備	2-33
第3節	避難場所・避難所、避難路の周知	2-33
第4節	震災対策用貯水施設等の整備	2-33
第5節	ヘリコプター臨時離発着場等の確保	2-33
第6節	協定の締結	2-33
第13章	要配慮者対策	2-34
第1節	避難行動要支援者に対する対応	2-34
1.	全体計画の策定	2-34
2.	避難行動要支援者名簿の作成等	2-34
3.	個別計画の策定	2-36
第2節	要配慮者全般に対する対応	2-36
1.	支援体制の整備	2-36
2.	避難指示等の情報伝達	2-36
3.	防災設備等の整備	2-36
4.	福祉避難所等の整備	2-36
5.	防災知識の普及、防災訓練の充実	2-36
6.	在宅避難者等への支援	2-36
7.	広域避難者への対応	2-37
第3節	社会福祉施設等における防災対策	2-37
1.	施設の安全対策	2-37
2.	組織体制・計画の整備	2-37
3.	防災教育・防災訓練の充実	2-37
第4節	外国人に対する対策	2-37
1.	防災知識の普及・防災訓練の充実	2-37

2.	外国人に対する県の対応	2-37
第14章	危険物施設等災害対策	2-39
第1節	危険物施設等の現況	2-39
第2節	施設の安全指導	2-39
第3節	保安教育及び訓練の実施	2-39
第4節	自衛消防組織の充実	2-39
第5節	施設の耐震化の促進	2-39
第6節	学校・研究施設等の対策	2-40
第7節	LPガス対策	2-40
第15章	液状化対策	2-41
第1節	実施方針	2-41
第2節	危険地域の現況	2-41
第3節	液状化対策計画	2-41
1.	上水道施設	2-41
2.	下水道施設	2-41
3.	漁港施設	2-41
4.	道路橋りょう	2-42
5.	河川・海岸	2-42
第4節	液状化対策の広報・周知	2-42
第5節	液状化被害における生活支援	2-42
第16章	建築物等災害予防	2-43
第1節	建造物等災害予防	2-43
1.	公共建築物	2-43
2.	一般建築物	2-43
第2節	ブロック塀、自動販売機等の倒壊防止対策	2-43
1.	市街地内のブロック塀及び自動販売機等の実態調査	2-43
2.	ブロック塀等の倒壊・落下防止	2-43
3.	自動販売機の転倒防止	2-44

第3節	窓ガラス、看板等の落下防止対策	2-44
第4節	コンピュータの安全対策	2-44
第5節	文化財の保護	2-44
1.	文化財の現況	2-44
2.	建造物に対する耐震対策	2-44
3.	美術工芸品に対する耐震対策	2-44
4.	史跡・名勝に対する耐震対策	2-44
5.	火災対策	2-45
6.	文化財防災対策の連携	2-45
7.	補助金及び融資	2-45
第17章	災害時の医療確保	2-46
第1節	医療機関の稼働状況等	2-46
第2節	初期医療体制の整備	2-46
1.	平時業務及び発災により発生する業務の見直し	2-46
2.	非常参集基準の明確化	2-46
3.	非常参集可能職員等の把握	2-46
4.	勤務時間内外における職場との通信手段の確立	2-46
5.	町の避難所及び危険箇所の把握	2-46
6.	防災関係機関との連携の充実・強化	2-46
第18章	生活関連物資等の確保	2-48
第1節	飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況	2-48
第2節	備蓄倉庫の整備	2-48
第3節	各人による非常持出品の確保指導	2-48
第4節	生活関連物資等の供給体制の整備	2-49
第5節	協定の締結	2-49
第6節	帰宅困難者支援に係る備蓄	2-49
第7節	災害時の物流体制の整備	2-49
第8節	医薬品及び応急医療資機材等の整備	2-49
1.	災害用医薬品等の備蓄	2-49
2.	応急医療資機材の備蓄	2-49

第19章	ボランティア活動の環境整備	2-50
第1節	ボランティアの活動分野	2-50
1.	専門分野	2-50
2.	一般分野	2-50
第2節	ボランティアとして協力を求める個人、団体	2-50
1.	個人	2-50
2.	団体	2-51
第3節	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	2-51
1.	平時におけるボランティア意識の啓発	2-51
2.	災害時における参加の呼びかけ	2-51
第4節	災害時におけるボランティアの登録、派遣	2-51
1.	担当部局による登録	2-51
2.	災害ボランティアセンター（仮称）及び町による登録	2-52
3.	被災現地における受け付け	2-52
4.	ボランティアニーズの把握	2-52
第20章	帰宅困難者等対策	2-53
第1節	帰宅困難者等	2-53
1.	帰宅困難者の定義	2-53
2.	帰宅困難者の発生予想数	2-53
第2節	一斉帰宅の抑制	2-53
1.	「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	2-53
2.	安否確認手段の普及・啓発	2-54
3.	帰宅困難者等への情報提供	2-54
4.	企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策	2-54
第3節	帰宅困難者等の安全確保対策	2-54
1.	一時滞在施設の確保と周知	2-54
2.	大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請	2-54
3.	企業、学校など関係機関における訓練実施の要請	2-55
第4節	帰宅支援対策	2-55
1.	帰宅支援対象道路の周知	2-55
2.	災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	2-55
3.	搬送手段の確保	2-55

第5節	関係機関と連携した取り組み	2-55
1.	帰宅困難者等対策連絡協議会	2-55
2.	駅周辺帰宅困難者等対策協議会	2-55
第6節	鉄道事業者の取り組み	2-55

第2部 災害応急対策計画 2-56

第1章	組織体制	2-56
第1節	初動体制	2-56
1.	地震発生直後の情報収集と対応	2-56
第2節	災害対策本部の設置と初動事務	2-57
第3節	災害対策本部の組織、事務分掌等	2-57
1.	組織編成	2-57
2.	本部長の職務他	2-57
3.	本部室の構成及び所掌事務	2-58
4.	事務分掌	2-58
第4節	災害対策本部の設置場所等	2-61
第5節	災害対策本部のバックアップ施設の整備	2-61
第6節	職員動員	2-61
1.	職員動員体制	2-61
2.	動員系統	2-61
3.	動員の伝達方法	2-62
4.	自主登庁または自主参集	2-62
5.	災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡	2-62
6.	動員職員の不足	2-62
7.	初動体制の見直し	2-63
8.	職員の精神的ケア	2-63
第2章	災害情報収集・伝達計画	2-64
第1節	災害情報収集体制及び伝達	2-64
1.	被害状況の調査事務分担	2-64
2.	災害情報通信連絡系統	2-64
3.	気象官署の地震に関する情報	2-65

第2節 収集すべき情報	2-66
1. 災害発生情報	2-66
2. 被害情報	2-66
3. その他の情報	2-67
第3節 被害状況の報告	2-67
1. 被害状況の収集及び報告	2-67
2. 被害状況等の調査	2-67
3. 活動状況の報告	2-68
4. 県等に対する被害報告	2-68
5. 被害の認定基準	2-68
第4節 通信施設の利用方法等	2-68
第5節 通信設備の応急復旧	2-69
1. 通信施設	2-69
第3章 応援要請	2-70
第1節 国に対する応援要請	2-70
第2節 県に対する応援要請	2-70
第3節 市町村相互の応援	2-70
第4節 消防機関相互の応援	2-70
第5節 水道事業体等の相互応援	2-71
第6節 自衛隊災害派遣	2-71
1. 災害派遣要請依頼	2-71
2. 災害派遣要請依頼の範囲	2-71
3. 災害派遣要請依頼の手続	2-72
4. 災害派遣部隊の受け入れ体制	2-72
5. 経費負担区分	2-73
6. 災害派遣部隊の撤収要請依頼	2-73
第4章 消防活動計画の大綱	2-74
第1節 初動体制	2-74
1. 地震発生時の組織体制	2-74
2. 消防団の指揮系統	2-74
3. 消防団の活動計画	2-74

第2節 火災防御活動	2-75
1. 部隊運用	2-75
2. 現場活動の基本方針	2-75
第3節 救助・救急活動	2-75
1. 部隊運用	2-75
2. 現場活動の基本方針	2-75
3. 消防署等における救護活動	2-75
4. 関係機関との連携	2-76
第5章 応急津波対策	2-77
第1節 広報方法・内容	2-77
1. 津波警報等の収集伝達	2-77
2. 津波警報伝達時の留意点	2-82
第2節 避難誘導	2-82
1. 情報収集	2-82
2. 避難の指示	2-82
3. 海面監視情報の伝達	2-82
4. 誘導者の安全確保	2-83
第3節 町民等の避難行動	2-83
1. 行動原則	2-83
2. 避難の手段	2-83
第6章 土砂災害対策	2-84
第1節 二次災害の防止	2-84
第2節 河川施設応急対策	2-84
第3節 砂防施設等応急対策	2-84
第4節 応急復旧対策	2-84
第7章 応急避難	2-85
第1節 避難の勧告・指示	2-85
1. 避難の勧告・指示	2-85
2. 避難勧告等の種類	2-86
3. 避難勧告等の発令基準	2-86
4. 避難判断における助言	2-86

5. 避難の勧告・指示の伝達	2-86
6. 避難の措置と周知	2-86
第2節 避難誘導	2-87
1. 警察署	2-87
2. 消防本部	2-87
3. 大型店、駅等集客施設における避難	2-87
4. 病院、災害時要配慮者施設における避難	2-87
第3節 避難所の開設	2-87
第4節 避難所の管理・運営	2-88
1. 実施体制	2-88
2. 避難所関連物資	2-88
3. 避難所管理・運営本部の役割	2-88
4. 避難所運営組織	2-88
5. 避難者名簿の取り扱い	2-90
6. 要配慮者への対応	2-90
7. 社会福祉関係施設への収容	2-90
8. 女性等への配慮	2-90
9. 避難所の閉鎖	2-90
第5節 警戒区域の設定	2-91
1. 警戒区域の設定	2-91
2. 警戒区域設定の周知	2-91
第6節 地域安全対策	2-91
1. 町	2-91
2. 県警察震災警備計画	2-91
第8章 災害時要配慮者の避難対策	2-92
第1節 災害時における対策	2-92
1. 安否確認と救出	2-92
2. 情報の確保と提出	2-92
第2節 避難所の開設と誘導	2-92
1. 避難所の開設	2-92
2. 災害時要配慮者の避難誘導	2-93
第3節 避難所生活における対策	2-93
第4節 福祉避難所の開設と移送	2-93

1.	福祉避難所の開設.....	2-93
2.	避難所から福祉避難所への移送	2-93
3.	移送手段の確保	2-93
第5節	災害時要配慮者支援の実施	2-94
1.	巡回サービスの実施	2-94
2.	相談窓口の開設	2-94
第6節	仮設住宅	2-94
第7節	外国人に対する対策	2-94
第9章	広報・広聴活動.....	2-95
第1節	広報内容	2-95
第2節	広報手段	2-95
1.	一般広報活動.....	2-95
2.	報道機関への発表.....	2-96
3.	放送機関への放送要請.....	2-96
第3節	相談窓口の設置及び実施体制	2-96
第4節	被災者要望の把握	2-96
第5節	対策への反映	2-96
第10章	危険物施設応急対応	2-97
第1節	高圧ガス保管施設の応急措置	2-97
1.	県及び町.....	2-97
2.	消防本部.....	2-97
第2節	石油類等危険物保管施設の応急措置	2-97
第3節	火薬類保管施設の応急措置	2-98
1.	県及び町.....	2-98
第4節	毒物、劇物保管施設の応急措置	2-98
1.	県及び町.....	2-98
2.	町教育委員会.....	2-98
第5節	危険物等輸送車両の応急対策	2-98
1.	消防本部.....	2-98
2.	警察署	2-98

3. 海上保安部	2-98
4. J R 貨物	2-99
第11章 交通対策・緊急輸送	2-100
第1節 交通規制計画	2-100
1. 公安委員会の交通規制	2-100
2. 警察署長の交通規制	2-100
3. 警察官の交通規制等	2-100
4. 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等	2-101
5. 交通規制の指針	2-101
6. 町の交通規制	2-101
7. 震災発生時における運転者のとるべき措置	2-101
第2節 輸送の対象及び手段	2-102
第3節 緊急輸送ネットワーク	2-102
第4節 緊急輸送に伴う輸送路の確保	2-103
第5節 緊急輸送道路の啓開	2-103
1. 緊急輸送道路の啓開	2-103
2. 放置車両等への対策	2-103
第6節 輸送車両等の確保	2-104
1. 車両による輸送	2-104
2. 緊急通行車両等について	2-104
3. 航空機（ヘリコプター）による輸送	2-105
4. 鉄道による輸送	2-105
5. 船舶等による輸送	2-105
第12章 障害物除去計画	2-106
第1節 道路関係障害物の除去	2-106
第2節 河川関係障害物の除去	2-106
第3節 住宅関係障害物の除去	2-106
1. 町と県の分担	2-106
2. 障害物の除去の対象となる者	2-106
3. 障害物の除去の方法	2-107
4. 障害物の除去の対象数	2-107
5. 対象数の引上げ	2-107

6.	国庫負担の対象となる費用の限度	2-107
7.	障害物の除去の実施期間	2-108
8.	期間の延長	2-108
第4節	港湾漁港関係障害物の除去	2-108
第5節	軌道上の障害物の除去	2-108
第6節	環境汚染の防止対策	2-108
第13章	公共施設応急対策	2-109
第1節	土木施設の応急対策	2-109
1.	道路・橋りょう	2-109
2.	河川	2-110
3.	海岸保全施設	2-110
4.	港湾施設	2-110
5.	漁港施設	2-110
6.	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	2-110
第2節	建築物等の応急対策	2-110
1.	応急対策指導等	2-110
2.	社会福祉施設等	2-111
3.	町営住宅	2-111
4.	学校施設	2-111
5.	鋸南病院	2-111
第14章	建築物・住宅応急対策	2-112
第1節	実施体制	2-112
第2節	応急仮設住宅の建設	2-112
1.	建設場所	2-112
2.	設置戸数	2-112
3.	建設住宅の型式、規模及び費用	2-112
4.	実施期間	2-113
5.	管理及び処分	2-113
第3節	公営住宅等への入居あっせん	2-113
第4節	住宅の応急修理	2-113
1.	実施機関	2-113
2.	修理基準	2-113

第5節 建築物の応急危険度判定活動	2-114
第15章 医療・救護	2-115
第1節 実施体制	2-115
1. 実施機関.....	2-115
2. 実施方法.....	2-115
第2節 医療・救護活動.....	2-115
1. 既入院患者の安全確保.....	2-115
2. 地元開業医等への連絡調整	2-116
3. 救護班の派遣.....	2-116
4. 県との連携	2-116
5. 後方医療施設.....	2-116
6. 災害救助法による医療及び助産	2-116
第3節 応援要請	2-117
1. 県及び周辺自治体への要請	2-117
2. DMA Tの派遣要請	2-117
3. 近隣都県市への応援要請	2-117
第4節 傷病者の搬送	2-117
1. 傷病者搬送の手順.....	2-117
第5節 医薬品等の調達・確保	2-117
1. 医薬品、医療資機材の確保	2-117
第6節 被災者の精神的・心理的ケア	2-118
第7節 県の医療救護活動計画	2-118
1. 医療救護.....	2-118
第16章 防疫・保健衛生計画	2-121
第1節 防疫活動	2-121
1. 実施機関.....	2-121
2. 実施担当班	2-121
3. 実施方法.....	2-121
4. 器材及び車両.....	2-121
5. 防疫用薬剤等の調達	2-122
第2節 保健衛生活動	2-122

1. 保健.....	2-122
2. 飲料水の安全確保.....	2-122
第3節 資機材の調達・備蓄	2-122
1. 必要な資機材.....	2-122
2. 輸送方法.....	2-122
第4節 健康管理	2-122
1. 保健師班の編成	2-122
2. 保健師班の活動内容	2-122
3. 県・市町村等からの応援保健師の受け入れ	2-122
4. 連絡調整.....	2-123
第17章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給	2-124
第1節 必要量、確保量の把握	2-124
1. 飲料水の給水基準.....	2-124
2. 食糧供給の基準.....	2-124
3. 生活必需品等供給の基準.....	2-124
第2節 供給方法	2-125
1. 給水方法.....	2-125
2. 食糧の供給	2-126
3. 生活関連物資の配布	2-129
第3節 人員の確保	2-129
第4節 その他の避難者支援	2-129
第18章 ライフライン施設応急対策	2-130
第1節 上水道施設	2-130
1. 震災時の活動体制.....	2-130
2. 応急復旧対策.....	2-130
3. 災害時の広報.....	2-131
第2節 下水道施設	2-131
1. 応急活動体制.....	2-131
2. 緊急活動.....	2-131
3. 応急復旧対策.....	2-131
4. 防災用資機材の整備、備蓄対策	2-131
5. 広報対策.....	2-131

第3節 電力施設	2-131
1. 災害時の活動体制	2-131
2. 震災時の応急措置	2-131
3. 応急復旧対策	2-132
4. 震災時の広報	2-132
第4節 通信施設	2-133
1. NTT	2-133
2. 郵便局	2-134
第19章 行方不明者対策及び遺体収容計画	2-135
第1節 実施責任者	2-135
第2節 対象者	2-135
第3節 行方不明者対策及び遺体収容	2-135
1. 行方不明者の搜索	2-135
2. 遺体の搜索	2-135
第4節 遺体の処理方法	2-136
1. 町が遺体を処理する場合	2-136
2. 遺体の安置	2-136
3. 遺体の処理内容	2-136
4. 限度額	2-136
5. 遺体処理期間	2-136
第5節 遺体の埋・火葬	2-136
1. 対象者	2-136
2. 遺体の処理方法	2-137
3. 火葬場所	2-137
4. 期間・費用・記録	2-137
第20章 廃棄物処理	2-138
第1節 倒壊建物のがれき処理	2-138
1. 処理体制の確保	2-138
第2節 生活系ごみの処理	2-138
1. 実施責任者	2-138
2. し尿処理	2-138
3. ごみ等処理	2-139

第21章 文教対策	2-140
第1節 実施体制	2-140
第2節 児童生徒の安全対策	2-140
1. 事前準備	2-140
2. 災害時の体制	2-141
第3節 応急教育の実施	2-141
第4節 学用品の調達及び支給	2-141
1. 実施機関	2-141
2. 学用品の給与	2-141
第5節 授業料等の減免	2-142
第6節 幼稚園の措置	2-142
1. 幼稚園児の保護	2-142
2. 施設の保全及び応急復旧	2-142
3. 応急保育の確保	2-142
4. 園児の健康管理	2-142
第7節 保育所の措置	2-143
1. 保育園児等の保護	2-143
2. 保育施設の保全及び応急復旧	2-143
3. 応急保育の確保	2-143
4. 保育園児の健康管理	2-143
第8節 文化財の保護	2-143
1. 被害の把握	2-143
2. 被害の拡大防止	2-143
3. 関係機関への情報連絡	2-143
第22章 労働力の確保	2-144
第1節 民間団体等への協力要請	2-144
1. 協力要請団体	2-144
2. 協力活動	2-144
第2節 工作協力の要請	2-144
1. 工作協力	2-144
2. 工作活動	2-144

第3章 労務の雇用及び供給	2-145
1. 雇用方法	2-145
2. 労務の供給手続等	2-145
第4章 費用負担	2-145
1. 民間団体	2-145
2. 工作協力団体	2-145
3. 雇用労務者	2-145
第23章 ボランティア活動の支援・調整等	2-146
第1節 ボランティアの活動分野	2-146
1. 専門分野	2-146
2. 一般分野	2-146
第2節 受け入れ窓口	2-146
第3節 災害時におけるボランティアの登録、派遣	2-146
1. 県担当部局による登録	2-147
2. 県災害ボランティアセンター（仮称）及び町による登録	2-147
3. 被災現地における受け付け	2-147
4. ボランティニアーズの把握	2-147
第24章 災害救助法の適用	2-148
第1節 適用基準	2-148
第2節 被災世帯の算定基準等	2-149
1. 被災世帯の算定	2-149
2. 住家の滅失等の認定	2-149
3. 住家及び世帯の単位	2-149
第3節 災害救助法の適用手続	2-149
1. 災害救助法の適用申請	2-149
2. 適用要請の特例	2-149
3. 特別基準の適用申請	2-149
第4節 救助業務の実施者	2-150
第25章 り災証明書の調査・発行	2-151
第1節 り災証明書の申請	2-151
第2節 被害の調査	2-151

第3節	発行の手続	2-151
第4節	広域に被害が生じた場合の調査、発行	2-152
第5節	証明の範囲	2-152
第6節	被害の認定基準	2-152
第7節	災害対策本部解散後の事務の引き継ぎ	2-152
第8節	その他	2-152
1.	手数料	2-152
2.	応急危険度判定との違い	2-152
第26章	帰宅困難者対策	2-153
第1節	一斉帰宅抑制の呼びかけ	2-153
1.	「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	2-153
2.	安否確認手段の普及・啓発	2-153
第2節	学校、観光施設、駅等における施設内待機	2-153
第3節	大規模集客施設や駅等における利用者保護	2-154
第4節	帰宅困難者等の把握と情報提供	2-154
第5節	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	2-154
第6節	徒歩帰宅支援	2-154
第7節	帰宅困難者(特別搬送者)の搬送	2-154
第3部	災害復旧・復興計画	2-155
第1章	公共施設の災害復旧対策	2-155
第1節	災害復旧事業計画の作成	2-155
第2節	災害復旧予算措置	2-155
第2章	津波復旧対策	2-156
第1節	河川、海岸、港湾施設	2-156
1.	河川管理施設	2-156
2.	海岸保全施設	2-156

第2節 林地荒廃防止施設	2-156
第3節 漁港施設	2-157
1. 海岸保全施設	2-157
2. 漁港施設	2-157
第4節 津波災害廃棄物処理	2-157
第3章 ライフライン関連施設等の復旧対策	2-158
第1節 水道施設	2-158
1. 復旧対策	2-158
2. 漏水防止対策	2-158
第2節 電気施設	2-158
1. 送電設備	2-159
2. 変電設備	2-159
3. 通信設備	2-159
4. 配電設備	2-159
第3節 通信施設	2-159
1. 東日本電信電話㈱における復旧の順位	2-159
第4節 農林・水産業施設	2-159
1. 農業用施設	2-159
2. 林業用施設	2-160
3. 漁港施設	2-160
第5節 公共土木施設	2-161
1. 道路施設	2-161
2. 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	2-161
第4章 被害者等の生活再建等の支援	2-163
第1節 民生安定化措置の基本的な考え方	2-163
第2節 被災者の生活確保	2-163
1. 雇用の維持に向けた事業主への支援（実施機関：地域振興課）	2-163
2. 被災者生活再建支援金（県防災危機管理部）	2-163
3. 鋸南町被災者生活再建支援金（実施機関：総務企画課）	2-164
4. 公営住宅の建設等（県土整備部）	2-166
5. 町税の免除等の措置（実施機関：税務住民課）	2-166

6.	県税の減免等（県総務部）	2-167
7.	生活相談（実施機関：税務住民課、警察署）	2-167
8.	その他の生活確保.....	2-168
第3節	被災者への融資	2-169
1.	災害援護資金（県防災危機管理部）	2-169
2.	生活福祉資金（県健康福祉部）	2-170
第4節	被災企業等への融資	2-170
1.	中小企業への融資（県商工労働部）	2-170
2.	農林漁業者への融資（県農林水産部）	2-171
第5章	激甚災害の指定	2-175
第1節	激甚災害指定の手続き	2-175
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	2-175
第3節	激甚災害指定の基準	2-176
第4節	特別財政援助額の交付手続き等	2-176
第6章	義援金の受領・配布	2-177
第1節	義援金品の決定及び周知ならびに受け付け	2-177
1.	町に寄託された義援金.....	2-177
2.	県が募集する義援金	2-177
3.	義援金募集団体が募集する義援金	2-178
第2節	配分	2-178
第3節	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	2-178
第7章	災害復興	2-179
第1節	災害からの復興に関する基本的な考え方	2-179
第2節	想定される復興準備計画	2-179
1.	くらしの復興.....	2-179
2.	地域の復興	2-179
3.	住宅の復興	2-179
4.	産業の復興	2-180
第3節	復興計画の作成	2-180
1.	災害復興対策本部の設置	2-180

2.	災害復興方針・計画の策定	2-180
3.	災害復興事業の実施	2-180
第4部 東海地震に関わる周辺地域としての対応計画.....		2-181
第1章 総則.....		2-181
第1節	計画策定の主旨	2-181
第2節	基本方針	2-181
1.	計画の内容	2-181
2.	計画の範囲	2-181
3.	計画の条件	2-181
4.	計画の実施	2-182
5.	計画の位置づけ	2-182
第3節	今後の課題	2-182
第2章 業務の大綱.....		2-184
第3章 事前の措置		2-185
第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項	2-185
1.	情報伝達手段の整備	2-185
2.	建築物・構造物の耐震対策	2-186
3.	学校及びその他公共施設における対策	2-186
4.	道路・河川・地すべり等の対策	2-187
5.	被害想定調査の実施	2-187
第2節	事業所に対する指導・要請	2-187
1.	防災対策上重要な事業所に対する指導	2-187
2.	生活関連事業所に対する指導・要請	2-188
第3節	広報及び教育	2-189
1.	広 報	2-189
2.	教 育	2-190
第4節	地震防災訓練	2-191
1.	町の訓練	2-191
2.	町民、事業等が実施する訓練	2-191
第4章 判定会招集から警戒宣言発令までの対応措置		2-192

第1節 判定会招集連絡報の伝達	2-192
1. 伝達系統及び伝達手段	2-192
2. 伝達体制	2-192
3. 伝達事項	2-192
第2節 活動態勢の準備等	2-192
1. 災害対策本部設置準備	2-192
2. 職員の参集	2-192
3. 判定会招集時の所掌事務	2-192
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	2-194
第1節 活動態勢	2-194
1. 町の活動態勢	2-194
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	2-195
1. 警戒宣言の伝達	2-195
2. 伝達事項	2-195
3. 町における広報	2-196
第3節 水防・消防対策	2-196
第4節 公共輸送対策	2-196
第5節 交通対策	2-197
1. 危険箇所の点検	2-197
2. 工事中道路の安全対策	2-197
第6節 上水道・電気・通信対策	2-197
1. 上水道対策	2-197
2. 電気対策	2-198
3. 通信対策	2-199
第7節 学校・社会福祉施設対策	2-200
1. 学校対策	2-200
2. 社会福祉施設対策	2-200
第8節 避難対策	2-201
1. 警戒宣言時の措置	2-201
2. 事前の措置	2-202
第9節 救護救援・防疫対策	2-202

1. 救護救援対策.....	2-202
2. 防疫対策.....	2-203
第10節 その他の対策.....	2-203
1. 食糧、医薬品の確保	2-203
2. 緊急輸送の実施準備	2-203
3. 町税の申告、納付等に関する措置.....	2-203
4. 危険動物の逃走防止	2-203
第6章 町民等のとるべき措置	2-205
第1節 町民のとるべき措置.....	2-205
第2節 自主防災組織のとるべき措置	2-207
第3節 事業所のとるべき措置	2-208
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	2-210
第1章 総則.....	2-210
第1節 推進計画の目的.....	2-210
第2節 推進地域及び特別強化地域	2-210
第3節 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱.....	2-210
第2章 予防・事前対策.....	2-211
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	2-211
1. 避難場所・避難施設、避難経路等の整備	2-211
2. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設.....	2-211
3. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路.....	2-211
4. 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備	2-211
5. 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等	2-211
6. 共同溝、電線共同講等.....	2-211
7. 海岸保全施設等	2-211
8. 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等.....	2-211
9. 医療機関、社会福祉施設、学校等	2-211
10. ため池	2-212
11. 地域防災拠点施設.....	2-212
12. 防災行政無線施設.....	2-212
13. 備蓄施設等	2-212

14. 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備.....	2-212
第2節 防災訓練計画	2-212
第3節 地震防災上必要な教育に関する計画	2-212
第4節 南海トラフ地震防災対策計画	2-212
第3章 応急対策計画	2-214
第1節 関係者との連携協力の確保.....	2-214
1. 物資等の調達手配.....	2-214
2. 広域応援の要請	2-214
3. 広報に関する計画.....	2-214
第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	2-214
1. 津波からの防護	2-214
2. 津波に関する情報の伝達	2-214
3. 避難対策等	2-214
4. 消防機関等の活動	2-214
5. ライフライン、通信、放送関係	2-215
6. 交通	2-215
7. 県が管理または運営する施設に関する対策	2-216
8. 迅速な救助	2-217

第3編 風水害等対策編

第1部 災害予防計画	3-1
第1章 災害に強いまちづくりの推進	3-1
第1節 基本方針	3-1
第2節 道路・橋りょうの整備	3-1
第3節 漁港の防災機能の活用	3-1
第2章 防災知識の普及	3-2
第1節 計画の方針	3-2
第2節 町職員に対する防災教育	3-2
第3節 町民に対する防災知識の普及	3-2
第4節 児童・生徒等に対する防災教育	3-2
第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育	3-2
第6節 過去の災害教訓の伝承	3-2
第3章 防災訓練	3-3
第1節 防災訓練	3-3
第2節 防災関係機関等の訓練	3-3
第3節 町民、事業所等の訓練	3-3
第4章 自主防災組織の育成	3-4
第1節 協力体制の確立	3-4
第2節 自主防災組織の育成	3-4
第3節 事業所の自衛消防組織の強化	3-4
第5章 水害予防対策	3-5
第1節 水害予防計画	3-5
1. 河川の整備	3-5

第6章 風雪害予防	3-7
第1節 風害予防対策	3-7
1. 保安林の指定	3-7
2. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	3-7
3. 農作物等の風害防止対策	3-8
第2節 雪害予防対策	3-9
1. 道路雪害対策	3-9
2. 除雪作業等	3-9
3. 観光客等への対応	3-9
4. 農作物等の雪害防止対策	3-9
第7章 土砂災害予防	3-11
第1節 危険箇所の把握	3-11
第2節 警戒避難体制の整備	3-11
第3節 パトロールの実施	3-12
第4節 町民への周知等	3-12
1. 町民への周知	3-12
2. 孤立対策	3-12
第5節 防止工事の実施	3-12
1. 地すべり対策	3-12
2. 急傾斜地崩壊対策	3-12
3. 土石流災害対策	3-13
4. 山地災害対策	3-13
5. ため池災害対策	3-13
第8章 高潮災害予防	3-14
第1節 海岸修築事業の概要	3-14
第2節 防潮林の防護対策	3-14
第3節 高潮の防止対策	3-14
第9章 情報収集・伝達体制の整備	3-15
第1節 災害通信網の整備	3-15
1. 防災行政無線	3-15

2.	県総合防災情報システム	3-15
第2節	無線の設置場所等	3-15
第3節	職員に対する通信施設の使用方法の習熟等	3-15
第10章	生活関連物資等の確保	3-16
第1節	飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況	3-16
第2節	備蓄倉庫の整備	3-16
第3節	各人による非常持出品の確保指導	3-16
第4節	生活関連物資の供給体制の整備	3-16
第5節	協定の締結	3-16
第6節	帰宅困難者支援に關わる備蓄	3-16
第7節	災害時の物流体制の整備	3-16
第8節	医薬品及び応急医療資機材等の整備	3-16
第11章	避難所等の整備	3-17
第1節	避難施設の整備	3-17
第2節	避難路の整備	3-17
第3節	避難場所・避難所、避難路の周知	3-17
第4節	震災対策用貯水施設等の整備	3-17
第5節	ヘリコプター臨時離発着場等の確保	3-17
第12章	災害時の医療確保	3-18
第1節	医療機関の稼働状況等	3-18
第2節	初期医療体制の整備	3-18
第13章	要配慮者対策	3-19
第1節	避難行動要支援者に対する対応	3-19
第2節	要配慮者全般に対する対応	3-19
第3節	社会福祉施設等における防災対策	3-19

第4節 外国人に対する対応	3-19
第14章 ボランティア活動の環境整備	3-20
第1節 ボランティアの活動分野	3-20
第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体	3-20
第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	3-20
第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣	3-20
第15章 在港船舶対策	3-21
第1節 在港船舶対策	3-21
1. 災害防止の方法	3-21
第16章 帰宅困難者等対策	3-22
第1節 帰宅困難者等	3-22
第2節 一斉帰宅の抑制	3-22
第3節 帰宅困難者等の安全確保対策	3-22
第4節 帰宅支援対策	3-22
第5節 関係機関と連携した取り組み	3-22
第6節 鉄道事業者の取り組み	3-22
第2部 応急対策計画	3-23
第1章 組織体制	3-23
第1節 初動体制	3-23
第2節 災害対策本部の設置と初動事務	3-23
第3節 災害対策本部の組織、事務分掌等	3-23
第4節 災害対策本部の設置場所等	3-24
第5節 災害対策本部のバックアップ施設の整備	3-24
第6節 職員動員	3-24

1.	職員動員体制.....	3-24
第2章	災害等情報収集・伝達計画	3-26
第1節	情報収集体制及び伝達計画	3-26
1.	気象・水象の観測測定収集	3-26
2.	県防災情報システムによる気象情報の収集等	3-26
3.	気象注意報、警報等の伝達系及び方法.....	3-26
4.	警報・注意報等の種類.....	3-27
5.	気象警報等の主な種類.....	3-27
6.	土砂災害警戒情報.....	3-31
7.	気象情報等の収集.....	3-32
8.	県防災情報システムによる気象情報等の提供	3-32
9.	異常現象の通報を受けた場合	3-32
10.	伝達方法.....	3-33
第2節	収集すべき情報	3-33
第3節	被害状況の報告	3-33
第4節	通信施設の利用方法等	3-33
第5節	通信設備の応急復旧.....	3-33
第3章	応援要請	3-34
第1節	国に対する応援要請	3-34
第2節	県に対する応援要請	3-34
第3節	市町村相互の応援	3-34
第4節	消防機関相互の応援.....	3-34
第5節	水道事業体等の相互応援	3-34
第6節	自衛隊災害派遣	3-34
第4章	水害時の応急避難	3-35
第1節	避難の勧告・指示	3-35
1.	避難勧告等の種類.....	3-35
2.	避難勧告等の発令・伝達	3-35
3.	避難判断における助言.....	3-36
4.	避難の勧告・指示の伝達	3-36

5.	避難の措置と周知.....	3-36
第2節	避難誘導	3-36
第3節	避難所の開設	3-37
第4節	避難所の管理・運営	3-37
第5節	警戒区域の設定	3-37
第6節	地域安全対策	3-37
1.	町	3-37
2.	県警察震災警備計画	3-37
第5章	土砂災害時の応急避難・孤立対策	3-38
第1節	土砂災害警戒情報	3-38
1.	土砂災害警戒情報.....	3-38
2.	土砂災害警戒情報の伝達	3-38
第2節	避難の勧告・指示	3-38
1.	避難勧告等の種類.....	3-38
2.	避難勧告等の発令・伝達	3-39
3.	避難判断における助言.....	3-39
4.	避難の勧告・指示の伝達	3-39
5.	避難の措置と周知.....	3-39
第3節	避難誘導	3-39
第4節	指定避難所の開設	3-40
第5節	指定避難所の管理・運営	3-40
第6節	警戒区域の設定	3-40
第7節	孤立対策	3-40
第8節	地域安全対策	3-40
1.	町	3-40
2.	県警察震災警備計画	3-40
第6章	高潮災害時の応急避難	3-41
第1節	避難の勧告・指示	3-41
1.	避難勧告等の種類.....	3-41

2.	避難勧告等の発令・伝達	3-41
3.	避難判断における助言	3-42
4.	避難の勧告・指示の伝達	3-42
5.	避難の措置と周知	3-42
第2節	避難誘導	3-42
第3節	指定避難所の開設	3-42
第4節	指定避難所の管理・運営	3-42
第5節	警戒区域の設定	3-42
第6節	地域安全対策	3-43
1.	町	3-43
2.	県警察震災警備計画	3-43
第7章	雪害対策	3-44
第1節	除雪の組織体制	3-44
第2節	主要路線確保のための除雪	3-44
1.	除雪作業	3-44
2.	災害対策基本法に基づく車の移動	3-44
第3節	除雪実施方法	3-45
第8章	災害時要配慮者の避難対策	3-46
第1節	災害時における対策	3-46
第2節	避難所の開設と誘導	3-46
第3節	避難所生活における対策	3-46
第4節	福祉避難所の開設と移送	3-46
第5節	災害時要配慮者支援の実施	3-46
第6節	仮設住宅	3-46
第7節	外国人に対する対策	3-46
第9章	広報・広聴活動	3-47
第1節	広報内容	3-47

第2節	広報手段	3-47
第3節	相談窓口の設置及び実施体制	3-47
第4節	被災者要望の把握	3-47
第5節	対策への反映	3-47
第10章	交通対策・緊急輸送	3-48
第1節	交通規制計画	3-48
第2節	輸送の対象及び手段	3-48
第3節	緊急輸送ネットワーク	3-48
第4節	緊急輸送に伴う輸送路の確保	3-48
1.	緊急輸送路の確保	3-48
2.	孤立対策	3-48
第5節	緊急輸送道路の啓開	3-49
第6節	輸送車両の確保	3-49
第11章	障害物除去計画	3-50
第1節	道路関係障害物の除去	3-50
第2節	河川関係障害物の除去	3-50
第3節	住宅関係障害物の除去	3-50
第4節	港湾漁港関係障害物の除去	3-50
第5節	軌道上の障害物の除去	3-50
第12章	公共施設応急対策	3-51
第1節	土木施設の応急対策	3-51
1.	道路・橋りょう	3-51
2.	河川	3-51
3.	海岸保全施設	3-51
4.	港湾施設	3-51
5.	漁港施設	3-51
6.	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	3-52

第2節 建築物等の応急対策	3-52
1. 応急対策指導等	3-52
2. 社会福祉施設等	3-52
3. 町営住宅	3-52
4. 学校施設	3-52
5. 鋸南病院	3-52
第13章 建築物・住宅応急対策	3-53
第1節 実施体制	3-53
第2節 応急仮設住宅の建設	3-53
第3節 公営住宅等への入居あっせん	3-53
第4節 住宅の応急修理	3-53
第14章 医療・救護	3-54
第1節 実施体制	3-54
第2節 医療・救護活動	3-54
第3節 応援要請	3-54
第4節 傷病者の搬送	3-54
第5節 医薬品等の調達・確保	3-54
第6節 被災者の精神的・心理的ケア	3-54
第7節 県の医療救護活動計画	3-54
第15章 防疫・保健衛生計画	3-55
第1節 防疫活動	3-55
第2節 保健衛生活動	3-55
第3節 資機材の調達・備蓄	3-55
第4節 健康管理	3-55
第16章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給	3-56
第1節 必要量、確保量の把握	3-56

第2節	供給方法	3-56
第3節	人員の確保	3-56
第4節	その他の避難者支援	3-56
第17章	ライフライン施設応急対策	3-57
第1節	上水道施設	3-57
1.	災害時の活動体制	3-57
2.	応急復旧対策	3-57
3.	災害時の広報	3-57
第2節	下水道施設	3-57
1.	応急活動体制	3-57
2.	緊急活動	3-57
3.	応急復旧対策	3-58
4.	防災用資機材の整備、備蓄対策	3-58
5.	広報対策	3-58
第3節	電力施設	3-58
1.	災害時の活動体制	3-58
2.	災害時の応急措置	3-58
3.	応急復旧対策	3-58
第4節	通信施設	3-58
1.	N T T	3-58
2.	郵便局	3-59
第18章	行方不明者捜索及び遺体収容・火葬計画	3-60
第1節	実施責任者	3-60
第2節	対象者	3-60
第3節	行方不明者及び遺体の捜索	3-60
第4節	遺体の処理方法	3-60
第5節	遺体の埋・火葬	3-60
第19章	廃棄物処理	3-61
第1節	倒壊建物のがれきの処理	3-61

第 2 節	生活系ごみの処理.....	3-61
第 20 章	文教対策	3-62
第 1 節	実施体制	3-62
第 2 節	児童生徒の安全対策.....	3-62
第 3 節	応急教育の実施.....	3-62
第 4 節	学用品の調達及び支給	3-62
第 5 節	授業料等の減免.....	3-62
第 6 節	幼稚園の措置	3-62
第 7 節	保育所の措置	3-62
第 8 節	文化財の保護	3-62
第 21 章	労働力の確保	3-63
第 1 節	民間団体等への協力要請	3-63
第 2 節	工作協力の要請.....	3-63
第 3 節	労務の雇用及び供給.....	3-63
第 4 節	費用負担	3-63
第 22 章	ボランティア活動の支援・調整等.....	3-64
第 1 節	ボランティアの活動分野.....	3-64
第 2 節	受け入れ窓口	3-64
第 3 節	災害時におけるボランティアの登録、派遣.....	3-64
第 23 章	災害救助法の適用	3-65
第 1 節	適用基準	3-65
第 2 節	被災世帯の算定基準等	3-65
第 3 節	災害救助法の適用手続	3-65
第 4 節	救助業務の実施者	3-65

第24章	り災証明書の調査・発行	3-66
第1節	り災証明書の申請	3-66
第2節	被害の調査	3-66
第3節	発行の手続	3-66
第4節	広域に被害が生じた場合の調査、発行	3-66
第5節	証明の範囲	3-66
第6節	被害の認定基準	3-66
第7節	災害対策本部解散後の事務の引き継ぎ	3-66
第8節	その他	3-66
第25章	帰宅困難者等対策	3-67
第1節	一斉帰宅抑制の呼びかけ	3-67
第2節	学校、観光施設、駅等における施設内待機	3-67
第3節	大規模集客施設や駅等における利用者保護	3-67
第4節	帰宅困難者等の把握と情報提供	3-67
第5節	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	3-67
第6節	徒歩帰宅支援	3-67
第7節	帰宅困難者(特別搬送者)の搬送	3-67
第3部	災害復旧・復興計画	3-68
第1章	公共施設の災害復旧対策	3-68
第1節	災害復旧事業計画の作成	3-68
第2節	災害復旧予算措置	3-68
第2章	ライフライン関連施設等の復旧対策	3-69
第1節	水道施設	3-69
第2節	電気施設	3-69

第3節	通信施設	3-69
第4節	農林・水産業施設	3-69
第5節	公共土木施設	3-69
第3章	被害者等の生活再建等の支援	3-70
第1節	民生安定化措置の基本的な考え方	3-70
第2節	被災者の生活確保	3-70
第3節	被災者への融資	3-70
第4節	被災企業等への融資	3-70
第4章	激甚災害の指定	3-71
第1節	激甚災害指定の手続き	3-71
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	3-71
第3節	激甚災害指定の基準	3-71
第4節	特別財政援助額の交付手続き等	3-71
第5章	義援金の受領・配布	3-72
第1節	義援金品の決定及び周知ならびに受け付け	3-72
第2節	配分	3-72
第3節	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	3-72
第6章	災害復興	3-73
第1節	災害からの復興に関する基本的な考え方	3-73
第2節	想定される復興準備計画	3-73
第3節	復興計画の作成	3-73

第4編 放射性物質事故編

第1部 放射性物質事故対策	4-1
第1章 基本方針	4-1
第2章 放射性物質事故の想定	4-2
第3章 放射性物質事故予防対策	4-3
第1節 町内の放射性物質取扱事業所の把握	4-3
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	4-3
第3節 通信手段の確保	4-3
第4節 応急活動体制の整備	4-3
1. 職員の活動体制	4-3
2. 防災関係機関の連携体制	4-4
3. 広域応援体制の整備	4-4
4. 防護資機材等の整備	4-4
第5節 放射線モニタリング体制の整備	4-4
1. 東日本大震災による福島第一原発事故後の対応.....	4-4
2. 平常時における環境放射線モニタリングの実施.....	4-4
3. 放射線測定器等の整備.....	4-4
4. 放射線モニタリング情報の収集	4-4
第6節 緊急時被ばく医療体制の整備	4-4
1. 被ばく治療可能施設の事前把握	4-4
2. 傷病者搬送体制の整備.....	4-4
3. 緊急時被ばく医療資機材等の整備	4-4
4. 航空による防災体制の確保	4-5
第7節 退避誘導体制の整備	4-5
第8節 広報相談活動体制の整備	4-5
第9節 防災教育・防災訓練の実施	4-5
1. 防災関係者への教育	4-5
2. 町民に対する知識の普及	4-5
3. 訓練の実施	4-5

第4章 放射性物質事故応急対策	4-6
第1節 情報の収集・連絡	4-6
1. 町内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡	4-6
2. 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡	4-6
3. 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡	4-6
第2節 緊急時における放射線モニタリング等活動情報の収集	4-7
第3節 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	4-7
第4節 情報の分析・整理	4-7
第5節 避難等の防護対策	4-7
第6節 緊急輸送	4-7
第7節 緊急時被ばく医療対策	4-7
第8節 広報相談活動	4-7
1. 飲料水及び飲食物の摂取制限等	4-8
第9節 広域避難者の受け入れ	4-8
1. 広域避難の調整手続き等	4-8
2. 広域避難者への支援	4-8
第5章 放射性物質事故復旧対策	4-9
第1節 汚染された土壤等の除染等の措置	4-9
1. 除染	4-9
第2節 各種制限措置等の解除	4-9
第3節 被災住民の健康管理	4-9
第4節 風評被害対策	4-10
第5節 廃棄物等の適正な処理	4-10

第5編 大規模火災等編

第1部 大規模災害対策.....	5-1
第1章 大規模火災対策.....	5-1
第1節 基本方針	5-1
第2節 予防計画	5-1
1. 建築物の不燃化の促進.....	5-1
2. 防災空間の整備・拡大.....	5-1
3. 市街地の整備.....	5-1
4. 火災予防に係る立入検査.....	5-1
5. 住宅防火対策.....	5-2
6. 多数の者を収容する建築物の防火対策.....	5-2
7. 文化財の防火対策.....	5-2
8. 消防組織及び施設の整備充実.....	5-3
第3節 応急対策計画	5-4
1. 応急活動体制.....	5-4
2. 情報収集・伝達体制	5-4
3. 災害救助法の適用	5-4
4. 消防活動	5-4
5. 救助・救急計画	5-4
6. 交通規制計画	5-4
7. 避難計画	5-4
8. 救援・救護計画	5-5
第2章 林野火災対策	5-6
第1節 基本方針	5-6
第2節 予防計画	5-6
1. 広報宣伝	5-6
2. 法令による規制	5-6
3. 消火施設の設置	5-6
4. 林野等の整備	5-7
5. 林野火災特別地域対策事業	5-7
第3節 応急対策計画	5-8

1. 消防計画の樹立	5-8
2. 総合的消防体制の確立.....	5-8
3. 避難計画.....	5-9
4. 立入禁止区域の設定等.....	5-9
第3章 危険物等災害対策	5-10
第1節 基本方針	5-10
1. 危険物	5-10
2. 高圧ガス.....	5-10
3. 毒物劇物.....	5-10
第2節 予防計画	5-11
1. 危険物	5-11
2. 高圧ガス.....	5-12
3. 毒物劇物.....	5-12
4. 危険物等による環境汚染の防止対策	5-13
第3節 応急対策計画	5-14
1. 応急活動体制.....	5-14
2. 危険物	5-14
3. 高圧ガス.....	5-15
4. 毒物劇物.....	5-15
第4章 油等海上流出災害対策	5-17
第1節 基本方針	5-17
1. 対象災害.....	5-17
2. 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	5-17
3. 事故原因者等の責務	5-18
第2節 予防計画	5-18
1. 油防災情報の収集.....	5-18
2. 広域的な活動体制.....	5-18
3. 災害応急対策への備え.....	5-18
第3節 応急対策計画	5-20
1. 防除方針.....	5-20
2. 情報連絡活動.....	5-20
3. 流出油の防除措置.....	5-20
4. 広報広聴活動.....	5-21

5.	環境保全等に関する対策	5-21
6.	油回収作業実施者の健康対策	5-21
第4節	その他	5-21
1.	補償対策	5-21
第5章	火山噴火降灰対策	5-22
第1節	被害想定	5-22
第2節	基本方針	5-22
第3節	予防計画	5-23
1.	噴火警報・噴火予報	5-23
2.	防災知識の普及・啓発	5-23
第4節	応急対策計画	5-23
1.	情報の収集・伝達	5-23
2.	農業従事者への支援	5-23
3.	降灰の処理と回収	5-24

第6編 公共交通等事故編

第1部 公共交通等事故対策.....	6-1
第1章 海上事故災害対策	6-1
第1節 基本方針	6-1
第2節 予防計画	6-1
1. 各種予防対策.....	6-1
第3節 応急対策計画	6-2
1. 情報の収集伝達.....	6-2
2. 応急活動体制.....	6-2
3. 関係機関の体制.....	6-3
4. 各種活動.....	6-3
5. 応援体制.....	6-4
第2章 航空機事故災害対策	6-5
第1節 基本方針	6-5
第2節 予防計画	6-5
1. 情報の収集・連絡体制の整備	6-5
2. 協力・応援体制の整備.....	6-5
3. 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄	6-5
4. 防災訓練.....	6-5
第3節 応急対策計画	6-6
1. 応急活動体制.....	6-6
2. 情報の収集	6-6
3. 応急対策	6-7
4. 応援体制.....	6-8
5. 現地災害対策本部の設置	6-10
第3章 鉄道事故災害対策	6-11
第1節 基本方針	6-11
第2節 予防計画	6-11
1. 事業所による予防計画.....	6-11

2. 行政等による予防計画.....	6-11
第3節 応急・復旧対策計画	6-12
1. 行政等による応急活動体制	6-12
2. 情報収集・伝達体制	6-12
3. 相互協力・派遣要請計画	6-13
4. 消防活動.....	6-13
5. 救助・救急計画.....	6-13
6. 交通規制.....	6-13
7. 避難計画.....	6-13
8. 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策	6-13
第4章 道路事故災害対策	6-15
第1節 基本方針	6-15
第2節 予防計画	6-15
1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	6-15
2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画	6-16
第3節 応急対策計画	6-17
1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	6-17
2. 応急活動.....	6-17
3. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画	6-18

資料編

1. 現況・一覧・事業計画	1
2. 協定等	83
3. 参考資料	117